

◎農林省令第二十号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則（昭和二十二年六月農林省令第七十三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日
農林大臣 広川 弘裕

植物防疫法施行規則の一部を次のよう改正する。
目次中「第四章 指定種苗の検査（第三十二条第一款第一項）」を「第四章 指定種苗の検査（第三十二条第一款第一項）」に改め、
第五章 指定有害動植物の防除（第三十九条第一款第一項）」を「第五章 指定有害動植物の防除（第三十九条第一款第一項）」に改め、
第六章 指定有害動植物（第四十一条第一款第一項）」を「第六章 指定有害動植物（第四十一条第一款第一項）」に改め、
第二節 第三十九条第一款第一項の規定による改正する。

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則（昭和二十二年六月農林省令第七十三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

農林大臣 広川 弘裕

植物防疫法施行規則の一部を次のよう改正する。
目次中「第四章 指定種苗の検査（第三十二条第一款第一項）」を「第四章 指定種苗の検査（第三十二条第一款第一項）」に改め、
第五章 指定有害動植物の防除（第三十九条第一款第一項）」を「第五章 指定有害動植物の防除（第三十九条第一款第一項）」に改め、
第六章 指定有害動植物（第四十一条第一款第一項）」を「第六章 指定有害動植物（第四十一条第一款第一項）」に改め、
第二節 第三十九条第一款第一項の規定による改正する。

（緊急防除）
第三十六條 法第十八條第二項の規定による農林大臣の命令は、緊急指置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。
（協力命令書の様式）
第三十七条 法第十九條第二項の協力式とある。命令書の様式は、別記第二十四号様式。

（譲りの相手方）
第四十一條 法第二十七條第一項の規定により農林大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲りする相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、必ずから防除を行ふことが著しく困難であると認められる者とし。

（譲りの申請）
第四十二条 防除用薬剤の譲りを受けようとする者は、譲り申請書（第二十七号様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

第三節 防除用器具の無償貸付
（第四十七條第一項）
第七章 都道府県の防除（第五十九條）
第八章 団体の負担金及び補助金の交付
（第六十條第一項）
付（第六十條第一項）

〔法第三十六条第一項〕を「〔法第三十六条第一項〕」に改める。
〔第一章及び第三章中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に改める。
〔二十四條第一項第二号中「五月三十日（九州においては四月三十日）」を「四月三十日（九州においては三月三十日）」に、第三号中「四月十五日」を「三月三十一日」に改める。

〔第二十六條中「合格証明書」を「合格証票」に改める。
〔第三十条見出し「〔合格証明書の交付〕」を「〔合格証明書等の交付〕」に、
第二項中「当該植物を合格としたときは、第二十四条第二項の標記に証印（第十九号様式）を押印し、且つ、当該申請者に交付し、合格証明書（第十九号様式）を交付しなければならない。但し、みかんについて、第二十四条第一項の標記に証印（第十九号様式）を押印し、且つ、当該申請者に交付すればよい。」を「当該植物を合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書（第十九号様式）及び合格証票（第十九号様式）を交付しなければならない。但し、みかんについて、第二十四条第一項の標記に証印（第十九号様式）を押印し、且つ、当該申請者に交付すればよい。」に改める。

〔第四章の次に次の三章を加える。
第五章 緊急防除
（緊急防除）
第三十六条 法第十八條第二項の規定による農林大臣の命令は、緊急指置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。
（協力命令書の様式）
第三十七条 法第十九條第二項の協力式とある。命令書の様式は、別記第二十四号様式。

〔譲りの相手方〕
第四十一條 法第二十七條第一項の規定により農林大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲りする相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、必ずから防除を行ふことが著しく困難であると認められる者とし。

〔譲りの申請〕
第四十二条 防除用薬剤の譲りを受けようとする者は、譲り申請書（第二十七号様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

第三節 防除用器具の無償貸付
（第四十七條第一項）
第七章 都道府県の防除（第五十九條）
第八章 団体の負担金及び補助金の交付
（第六十條第一項）

〔法第三十六条第一項〕を「〔法第三十六条第一項〕」に改める。
〔第一章及び第三章中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に改める。
〔二十四條第一項第二号中「五月三十日（九州においては四月三十日）」を「四月三十日（九州においては三月三十日）」に、第三号中「四月十五日」を「三月三十一日」に改める。

〔第二十六條中「合格証明書」を「合格証票」に改める。
〔第三十条見出し「〔合格証明書の交付〕」を「〔合格証明書等の交付〕」に、
第二項中「当該植物を合格としたときは、第二十四条第二項の標記に証印（第十九号様式）を押印し、且つ、当該申請者に交付し、合格証明書（第十九号様式）を交付しなければならない。但し、みかんについて、第二十四条第一項の標記に証印（第十九号様式）を押印し、且つ、当該申請者に交付すればよい。」を「当該植物を合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書（第十九号様式）及び合格証票（第十九号様式）を交付しなければならない。但し、みかんについて、第二十四条第一項の標記に証印（第十九号様式）を押印し、且つ、当該申請者に交付すればよい。」に改める。

〔第四章の次に次の三章を加える。
第五章 緊急防除
（緊急防除）
第三十六条 法第十八條第二項の規定による農林大臣の命令は、緊急指置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。
（協力命令書の様式）
第三十七条 法第十九條第二項の協力式とある。命令書の様式は、別記第二十四号様式。

〔譲りの相手方〕
第四十一條 法第二十七條第一項の規定により農林大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲りする相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、必ずから防除を行ふことが著しく困難であると認められる者とし。

〔譲りの申請〕
第四十二条 防除用薬剤の譲りを受けようとする者は、譲り申請書（第二十七号様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

（費用の請求）
第三十九條 法第十九條第二項の規定により協力会合書の交付を受けた者が、同條第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力会合書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支田を記載する書類添えて、これを都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動植物の防除
第一節 指定有害動植物
（指定有害動植物）
第四十条 法第二十二條第一項の農林大臣の指定する有害動植物又は有害植物は、次の通りとする。
いいねい虫類
いいねくろかめわし
いいねはもぐりばえ
いいねどろおいむし
いいねうん類
むぎさび病菌類
むぎうどんこ病菌
むぎあかび病菌
むぎゆきくされ病菌類

剖
卷

別表を次のように改める。



三五
首

第一号様式の中「第二十六條」を「第四十一條」に改める。
第二号様式、第四号様式から第十二号様式まで（第七回～
く。）、第十四号様式、第十五号様式及び第十九号様式（例
植物検疫所）を「植物防疫所」に、第四号様式から第十二号
式中の「」を除く。）、第十四号様式、第十五号様式、第十一
「出張所」を「支所又は出張所」に改め¹⁰。

第二号様式、第四号様式から第十二号様式まで（第七号様式中の「」及び第八号様式中の「」を除く。）第十四号様式、第十五号様式及び第十九号様式（「」を除く。）から第二十一号様式までの「動植物検疫所」を「植物防疫所」に、第四号様式から第十二号様式まで（第七号様式中の「」及び第八号様式中の「」を除く。）第十四号様式、第十五号様式、第十九号様式（「」を除く。）及び第二十号様式中の「出張所」と「支所又は出張所」に改める。

第三步就是「Animal and Plant Quarantine Station」和「Plant Protection Station」上路了。

備考
(1).....の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
(2)数字は、検査年月日を表わすものとする。

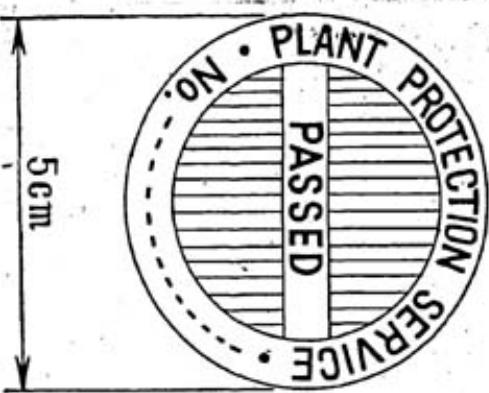
(4) 第八号様式(4)を次のよう改める。



3.5 箱

備考

- (1)の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名前を記入すること。
(2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。



備考
.....の所には、植物防疫所の検査合格証印の番号を記入すること。

第十四号様式(4)中「栽培地検査合格証印」や「栽培地検査令発送印」は省む。

第十八号様式中「及ひ回らるる年月日」を「及ひてから」と立てる。



Additional declaration

19

(Signature)

concentration

Fumigation or disinfection treatment (if required by importing country):
Date _____ Treatment _____
Duration of exposure _____ Chemical and

concentration _____

JAPANESE GOVERNMENT
PLANT PROTECTION SERVICE
PHYTOSANITARY CERTIFICATE
No.
PLANT PROTECTION STATION
..... JAPAN

This is to certify
that the plants, parts of plants or plant products described below or representative samples of them were thoroughly examined on (date) by (name) an authorized officer of the Plant Protection Station and were found to be best of his knowledge to be substantially free from injurious diseases and pests; and that the consignment is believed to conform with the current phytosanitary regulations of the importing country both as stated in the additional declaration hereon and otherwise.

DESCRIPTION OF THE CONSIGNMENT
Name and address of exporter :
Name and address of consignee :
Number and description of packages :
Distinguishing marks :
Origin (if required by importing country) :
Means of Conveyance :
Point of Entry :
Quantity and name of produce :
Botanical name (if required by importing country) :

Inspector in charge

第十九号様式(4)を次のように改め、同中「栽培(生育)地検査合格證明書」を「栽培地検査合格証明書」に改める。

第
号

生産者 所住地

植物防疫所(支所又は出張所) 植物防疫官

試験地及びその番号	品種名	面積	合格数	備考
一				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
十				
十一				
十二				
十三				
十四				
十五				
十六				
十七				
十八				
十九				
二十				
廿一				
廿二				
廿三				
廿四				
廿五				
廿六				
廿七				
廿八				
廿九				
卅				
卅一				
卅二				
卅三				
卅四				
卅五				
卅六				
卅七				
卅八				
卅九				
四十				
四十一				
四十二				
四十三				
四十四				
四十五				
四十六				
四十七				
四十八				
四十九				
五十				
五十一				
五十二				
五十三				
五十四				
五十五				
五十六				
五十七				
五十八				
五十九				
六十				
六十一				
六十二				
六十三				
六十四				
六十五				
六十六				
六十七				
六十八				
六十九				
七十				
七十一				
七十二				
七十三				
七十四				
七十五				
七十六				
七十七				
七十八				
七十九				
八十				
八十一				
八十二				
八十三				
八十四				
八十五				
八十六				
八十七				
八十八				
八十九				
九十				
九十一				
九十二				
九十三				
九十四				
九十五				
九十六				
九十七				
九十八				
九十九				
一百				

換產合格證票

昭和二年
度一作
検査合格証票
(合格証明書抄本)

品種

農林省...植物防疫所
(...支所又は出張所)
植物防疫官

備考の所には、植物防疫所の名称を記入すること。



第一十五号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

一 対象とする有害物質又は有害
二 協力実施の区域及び期間
三 協力の内容
四 その他必要な事項

緊急防除協力命令書
植物防疫法第十九條第一項
記
一 対象とする有害動植物又は
二 協力実施の区域及び期間
三 協力の内容

農林大臣
緊急防除協力成績書
昭和 年 月 日付

竹大記

二 一 協力命令を受けた対象とする有害動物又は有害植物の種類
三 協力実施の区域及び期間
四 協力実施の方法
五 協力実施の効果
六 その他必要な事項

酸林大臣 殿

住所 氏名又は名称及び代表者氏名

15

第二十二号様式の次に次の十七号様式を加える

廢林大臣

第三十一号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

農林大臣 殿

防除用器具借受申請書

指定有害動植物の異常発生の防除を緊急に実施する必要があるため、植物防疫法第二十七條第一項の規定により防除用器具を借り受けたいから左記の通り申請します。この申請により貸付許可を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

一 借受希望防除用器具の種類及び台数

二 借受希望期間

三 防除の計画

四 (1) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類

(2) 防除の区域、実面積及び延面積

(3) その他必要な事項

注 意
1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。

2 防除の区域の略図を添付すること。

3 この申請書は、三部提出すること。

第三十二号様式

年 月 日

殿

植物防疫所長

防除用器具貸付承認通知書

かく通知する。
昭和 年 月 日付防除用器具借受申請に対し、左記により貸付する旨の決定があつた

一 防除用器具の種類及び台数
二 貸付の期間
三 貸付期日及び場所
四 返納の期日及び場所
五 その他の指示事項

第三十三号様式(日本標準規格B4)

年 月 日 請書

住所 氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

第三十四号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

農林省管理番号 氏名又は名称及び代表者氏名

住所

種類	附属品	数量	農林省管理番号	借受終了期日	備考

第三十五号様式

年 月 日

農林大臣 殿

防除用器具貸付期間延長申請書

昭和 年 月 日付貸付承認通知書により借り受けた防除用器具は、左記により期間の延長を願いたく申請します。

一 貸付終了期日

二 貸付延長期間

三 貸付期間延長の理由

年 月 日

年 月 日

日から 日まで

第三十六号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

殿

植物防疫所長

防除用器具貸付期間延長承認通知書

昭和 年 月 日付防除用器具貸付期間延長申請に対し、左記により期間を延長する旨の決定があつたから通知する。

一 貸付延长期間

二 返納の期日及び場所

三 その他の必要な事項

第三十七号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

殿

住所 氏名又は名称及び代表者氏名

農林大臣 殿

防除用器具返納届

種類	附屬品	数量	農林省管理番号	返納期日	備考

右は昭和 年 月 日付貸付承認通知書によつて借り受けたが、借受期間満了したので
同書に指定された返納の場所において返納します。

第三十七号様式(日本標準規格B4)

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

森林大臣 殿

防除実績報告書

昭和 年 月 日付貸付承認通知書に基き、貸付を受けた防除用器具による防除実績
を左記の通り報告します。

記

一 防除の状況

(4) 指定有害動植物の種類及び防除を行つた作物の種類

種類	農林省管理番号	か働日数	か働延時	借受防除用器具による總防除面積	故障の有無及び補修の状況

二 使用薬剤の種類及び数量

(4) 防除区域及び面積

(4) 防除を行つた期間

(4) 防除実施の方法

計	補助対象薬剤名	数量	同上薬剤購入平均単価	同上薬剤購入金額	備考

三 防除に必要な器具

(4) 計

員 数

購入単価

金 額

備 考

四 経費の支出負担状況

計

員 数

購入単価

金 額

備 考

第三十九号様式(日本標準規格B4)
収支予算書(収支決算書)

収入の部

種 別	(予 決 算 額) 円	(本年 度予 算額) 円	地	
			増	減
支田の部				
農林大臣				
農業				
年 月 日				
農林省告示第 号に基き、指定有害動植物の防除を別紙事業計画書の通り実施したいので、植物防疫法第二十五条第二項の規定に基き、国の補助金の交付を受けたく、左記の通り申請します。				
記				
注 意				
(施行期日)				
この申請書は四部提出すること。				
附 则				

第四十号様式(日本標準規格B4)

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

④

- 1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。
(病害虫防除用機具貸付規則の改正)
- 2 病害虫防除用機具貸付規則(昭和二十五年六月農林省令第七十二号)第十七條中「動植物検疫所長」を「植物防疫所長」に改める。

正四

昭和二十七年四月一日（官報号外第三十五号）公布農林省令第二十号（植物防疫法施行規則の一部を改正する省令）中二頁三段「行「規則（昭和二十五年六月農林省令第七十三号）の一部」は「規則の一部」の、同九行「規則の一部」は規則（昭和二十五年六月農林省令第七十三号）の一部」の、同四段二六行「対し、合格證明書」は「対し合格證明書」の、同段終りから一五行「次の三章」は「次の四章」の、四頁下段第三号

様式中の改正中】改める。」は「TANL
MAIL AND PLANT QUARAN-
TINE STATION」を「PLANT
PROTECTION STATION」に改
める。」の、六頁上段第二十二号様式の
欄外「黄附合格證明」は「第一二十一號
樣式」の、同下段一行「十七号様
式」は「十八号樣式」のいずれも誤り。
農林省官報告主任